平成18年度に向けた制度・政策要請

貴職におかれましては、地方自治行政の運営にあたり、住民の安全、健康、福祉の維持・ 増進のためご尽力されていることに、感謝申し上げるとともに深甚の敬意を表する次第で す。

景気は「回復基調」といわれながらも私たちにその実感はなく、企業リストラと雇用不安、年金や医療をはじめ後退する社会保障制度、急速に進行する少子高齢化、自己破産や自殺者の急増、おびやかされる食の安全、消費者被害の増大、進行する地球環境汚染等々、暮らしの不安材料は枚挙にいとまがありません。

「21世紀・人とくらし、環境に優しい福祉社会を実現しよう」を合い言葉に、私たちは 社会福祉協議会やNPO・NGOはじめ広汎な市民・ボランティア団体とも手を携え、より 住み良い社会をめざして、日々努力を重ねているところです。

労金や全労済をはじめとする自主福祉事業団体も、協同組合理念にもとづく福祉金融機能の発揮や各種共済事業の普及等々に邁進しています。

このような自助・共助の営みによる明日の安心をより確かなものとするため、京都労福 協並びに、労働者自主福祉事業団体は勤労者・地域住民の生活改善に関わる諸点について 以下の通り要請します。

1. 中小企業退職金共済制度の普及と自治体独自の補助制度の創設

依然として厳しい経済環境のもと、多くの中小・零細企業では、従業員の福利厚生費を はじめとして退職金すら履行できない状況下に置かれています。

中小企業の相互共済と国の援助で退職金制度を確立し、中小企業勤労者の福祉増進と中小企業の振興に寄与する目的で、昭和 34 年に国が設けた中小企業退職金共済制度(中退共制度)をより多くの中小企業に普及させる必要があります。

また、国の中退共掛金助成制度とは別に、中退共加入企業に対する自治体等独自の補助制度は平成17年5月現在で合計347件(1道・3県・211市・2区・107町・23村)となっており、企業倒産時の労働債権の確保や地域住民の生活の確保と安定を図る制度として活用されています。

つきましては、貴自治体においても勤労者の地域福祉共済制度として、中退共加入企業 に対する自治体独自の補助制度を創設されるよう要請します。

2. 中小企業勤労者福祉サービスセンターの設立

中小企業勤労者福祉サービスセンターに対する国の育成・助成事業が開始されて 17 年 が経過しますが、加入状況は全国の中小企業従業員数 4,370 万人のうち 143 万人で、加入

率 3.2%に過ぎません。

府内では、平成8年の乙訓勤労者福祉サービスセンター(本年6月現在613事業所、1,720人が加入)の設立以後、新規設立のないまま現在に至っています。

中小企業単独では実施困難な総合的福祉事業を、中小企業事業主と勤労者とが協力して 大企業勤労者との労働福祉格差の是正をめざす同センターが、より多くの地域に設立され 中小企業勤労者への魅力あるサービスの提供が強く求められています。

かねてより広域福祉サービスセンターの設立については京都府の同意を得てきたところですが、京都府内における今後の展望としては、通勤圏の広がりを踏まえ、事業所所在地と居住地とを見据えた事業展開が必要であり、積極的な広域化推進が必要な状況です。

事業内容の充実・拡大と事業・運営の効率化(自治体補助金の軽減)を進めている先進 事例等を参考に、広域型サービスセンター設立の協議を開始すべきと考えます。

進捗段階に応じて関係自治体や経営者団体等との連携が円滑にはかれるよう、適切なご配慮・ご協力を要請します。

3. 福祉有償運送等に係る運営協議会の設置

国土交通省は昨年3月に「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条 第1項による許可の取扱いについて」を各地方運輸局に通達し、あわせて各都道府県・市 町村に事務連絡を行ないました。

これにより、単独では外出しがたい障害者や高齢者等要介護者の移送・移動サービスを 実施しているNPO等が事業を継続していくには、自治体が設置する「運営協議会」の協 議を経て道路運送法許可の取得が不可欠となりました。

取得しない場合は、道路運送法違反として行政処分及び刑事告発の対象となりうるとのことで、一部の運輸支局では猶予期限切れの来年4月以降は、未許可団体の摘発や家宅捜査は当然ありうるとの見解を示しているとのことです。

タクシー事業者が提供している<福祉・介護タクシー>の車輌数が少ないため、利用が 集中する時間帯には必ずしもニーズに応えきれない状況下で、NPO等の市民活動団体が 果たしている役割は大変重要です。

安心して安全なサービスを行なうため、多くのNPO等が許可申請を希望していますが、 重点指導期間の目安とされる平成18年春が迫っているにもかかわらず、許可申請の前提と なる運営協議会の設置が全国的に非常に遅れていることに、利用者やNPO等は強い危機 感を持っています。

このような認識に立ち、以下の通り要請します。

- (1) 京都府をはじめ各自治体は、各地域における移送・移動サービスを実施する市民団 体の実態把握を行なうこと。
- (2) NPO等から設置の要請がある地域では、速やかに運営協議会を設置するか、もしくは京都府と市町村とが連携して、適切な単位で広域の運営協議会を設置すること。

(3) 運営協議会の設置要請に応えられないこと等が原因で、道路運送法許可の取得が困難なNPO等に対しては、来年4月以降も福祉有償運送事業が継続できる経過措置を講じるよう、国や出先機関へ働きかけを行うこと。

4. 消費者政策の充実強化

昨年改正された消費者基本法に基づき消費者基本計画が5カ年計画として本年3月に策 定されました。計画に基づき消費者の権利を確立し、消費者重視の経済社会をつくるため の施策の具体化が急務となっています。

「消費者の権利」を具体的に確保するためには、国と地方における消費者行政の充実を はかり、消費者関連法制度の見直し・拡充を進めることが必要です。また、消費者団体訴 訟制度の導入や、公正な経済社会の形成のための役割り発揮が期待される消費者団体を育 成・支援していくことなどが求められます。

貴職におかれても消費者政策の充実強化に向け、各自治体の消費生活条例の見直し及び、 実効性あるものにする施策の具体化をはじめ、国の消費者計画の検証・評価・監視、低年 齢層にまで及ぶ消費者被害についての情報提供や教育・啓発活動など消費者被害の未然防 止に向けた活動等々、引き続き対策を講じられるよう要請します。

5. 多重債務の未然防止

クレジットや消費者金融(サラ金)を利用して返済困難に陥っている多重債務者は、少なく見積もっても150万人から200万人。15年度の自己破産者は24万人を突破しました。 自己破産を申し立てている人は多重債務者のごく一部に過ぎません。

大半の多重債務者は、債権者の厳しい取り立てを恐れて返済のための借金を繰り返す「自 転車操業」に陥っています。

多くの金融業者が刑事罰の対象となる出資法の上限金利 29.2%と対象外の利息制限法の上限金利 $15\sim20\%$ の間のグレーゾーンで貸し付けていることが、多重債務発生の大きな原因となっています。

2006 年には出資法上限金利の見直し時期を迎えるため、私たちは出資法の上限金利を 利息制限法の金利まで引き下げることを政府に求めています。

国民の 10 人に一人がサラ金を利用し、国民一人あたり 2 枚のクレジットカードを所有 しているわが国においては、誰もが多重債務に陥る可能性があります。

このように、大きな社会問題化している多重債務者の増大をくい止める施策を打ち出す ことが求められています。

貴職におかれても引き続き多重債務の未然防止に向けた相談体制や義務教育・高等教育 段階の若年層をも視野に入れた消費者教育・啓発活動等の諸施策を強化されるよう要請し ます。

6. 食品の安全性確保

昨年は食品安全基本法制定や食品衛生法改正等を受けて、食品安全委員会の設置をはじめ行政機関の再編が行われ、リスク分析手法に基づいた食品安全行政の運用がはじめて年間を通して進められました。

しかし、食品の安全性に関する法制度運用、とりわけBSE問題への対応や、リスクコミュニケーション強化など、今後も引き続き運用の強化と定期的な施策の見直し・改善をはかることが重要です。

私たちは、新しい法制度が実効性をもって運用されるよう、また国や各自治体の食品安全行政が消費者参画のもとに進められるよう、国及び各政党への要請を行っているところです。

貴職におかれても国にその推進方を働きかけていただくと共に、引き続き食品安全行政 施策の充実強化を図るため以下の点について要請いたします。

- (1) 食の安心・安全の確保を政策の最優先課題の一つとして位置づけ、施策や体制等の 見直し・強化をすすめていただきたい。
- (2) 方針・政策等の策定や推進にあたって、地域住民の継続的な参画を進めていただきたい。

7. アスベスト対策の強化

アスベストによる被害が全国の工場やその周辺で発生し社会問題となっています。また、 アスベストに対する規制が順次行なわれており、7月からは、アスベストを含む建築物の 解体の増加が見込まれるため、建物等の解体等に係る対策等の義務付けなどが施行されま した。

アスベストは、私たちの周りに広範に存在しており、自治体としての把握や対策が急務となっています。特に、自治体管理の学校・体育館などの公共施設、公営住宅をはじめ、あらゆるアスベスト除去のための対応が求められています。そのための自治体としての対策を強められるよう要請します。

8. 自然災害の被災者支援と被害軽減施策の拡充

昨年は京都府北部でも台風 23 号による甚大な被害を受けるなど、全国的に度重なる風水害や新潟県中越地震などの自然災害が多発し、改正施行された「被災者生活再建支援法・居住安定支援制度」の弾力的運用が図られました。

しかし、支援対象が住宅周辺経費に限定されているため、全国知事会による昨年 11 月の緊急提言や、本年 1 月に野党 3 党が協同提出した被災者生活再建支援法改正案にも示されているように、住宅本体の再建を支援する制度を早急に実現することが求められています。

また、阪神・淡路大震災地震による死者の8割が建物倒壊等による即死であったことを

踏まえ、地震が起きても被害を最小限にするための住宅耐震化施策の拡充が必要です。具体的には、①住宅耐震化費用に対する助成制度の創設又は充実、②住宅の耐震化を促進するための税額控除制度の創設、③戸建住宅用の後付耐震器具の技術開発支援、④国や各自治体が設けている耐震診断・改修補助制度の普及・活用のための情報提供・相談体制の整備など、住民への啓発活動の強化、⑤災害ボランティアや耐震補強などに関する講習会の開催、⑥行政とボランティア組織の連携・協力体制の整備等々の施策です。

以上、国への働きかけを含め、自然災害の被災者支援と被害軽減施策の拡充を一層強められるよう要請します。

9. 公益法人制度改革・協同組合税制の堅持

公益法人改革に関しては、昨年 12 月に閣議決定された新行政改革大綱で、現行の公益 法人の設立に係る許可主義を改め、準則主義(登記)により簡便に設立できる一般的な非 営利法人制度を創設することとなり、2006 年の通常国会に向けて法制化の準備が進められ ています。

また、税制措置についても政府税調で見直しの論議が進められています。

これまでは非営利団体の非収益事業や会費収入や寄付金に課税しないことが基本的ルールとされてきました。しかし、この間の見直し論議では本来の事業への非課税がそもそも優遇措置であるとして原則課税が検討されていることに、私たちは重大な懸念を持ちます。

労福協や事業団体、労組、NPO 等の活動に様々な影響が及ぶため中央労福協を通じて 政府や各政党に以下の諸点について申し入れてきました。

貴職のご理解・ご協力を要請するとともに、NPO 法人との協働・パートナーシップを 一層強め、時代と環境変化に対応した地方行政を推進されるよう要請します。

【参考;中央労福協の政府・各政党への要請内容】

- (1) 公益法人の改革にあたっては、以下の諸点に留意する。
 - ① 新たに創設される「非営利法人」に係る公益性の判断は、民間有識者で組織する 委員会により、法令で明確化された判断要件に基づいて行なう。
 - ② 新制度においては、非営利法人の形態に係わらず、税法上の収益事業以外の事業から生じた所得の非課税措置を適用する。
 - ③ 公益法人に関する収益事業から生じた所得に関する軽減税率を継続適用する。
 - ④ 改革の具体案や税制措置の検討にあたっては、民間非営利の活動の担い手である 団体をはじめ広範な市民の意見が十分反映されるよう、公開と参加を基本的手法と する。
- (2) 協同組合の非営利組織としての社会的役割・公共的な役割と経営基盤の確立の重要性に鑑み、協同組合税制を堅持する。

10. 勤労者健康スポーツ生涯学習事業への助成

10月16日(日)開催の、第5回勤労者健康スポーツフェスティバルにつきましては、 物心両面にわたるご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

引き続き次年度以降も、当労福協が実施する勤労者健康スポーツ生涯学習事業に対する 助成・ご協力をお願いいたします。

11. 京都労福協と福祉事業団体への助成

今後も労福協、労働団体、福祉事業団体が力を合わせ、NPO やボランティア団体との 連携を強めつつ、勤労者・地域住民の生涯生活サポートや、お互いが支え合う福祉社会の 実現に向けて努力する所存です。

つきましては、文化スポーツ諸活動に対する表彰はじめ、助成金・預託金など、これまでと同様引き続きご支援下さるよう要請するものです。

平成 18 年度京都労福協への助成金要請額 4,500 千円

『福祉事業団体からの要請』

近畿労働金庫京都府本部

平素は労働金庫の事業と運動に対しまして、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上 げます。

依然として勤労者を取り巻く生活環境が厳しい中、唯一の「生活・福祉金融機関」として労働金庫が果たすべき役割は、以前にも増して高まっています。

労働金庫は更なる「安心」・「安全」・「健全」を基本に事業活動を進めるとともに、職場・地域・家庭とともに歩む"ろうきん"として、貴自治体、会員団体・組合員、地域勤労者との関係強化を図ってまいります。

そして、貴自治体の勤労者福祉行政・施策とより一層緊密な連携を図ることが、今後ますます重要となっています。従来にも増したご理解とご協力ご指導を賜りたく、以下のとおりご要請申し上げますので、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 勤労者向け融資制度の継続の要請

景気は「回復基調」といわれながらも、勤労者を取り巻く生活環境や雇用環境は依然 厳しく、教育費用、医療・冠婚葬祭費用などの負担感は強いものとなっています。

このような中で、貴自治体にあっては当庫とご提携いただき勤労者の生活安定・向上 をはかるべく協調融資制度等を制定いただいております。

これらの制度は、勤労者にとって大変意義深いものであります。この主旨を活かして 今後も引き続き制度を充実・継続していただきますようご要請いたします。

勤労者向けの協調融資制度等……預託金250百万円

2. 社会福祉施設の労働金庫取引に向けての要請

ろうきんの金融機能を活用した「ふれ愛預金"きずな"」を通じての社会貢献も本年で 12 回目となり、総額 4,796 万円、延べ 357 団体・施設に対する寄付活動を行なってまいりました。

また、NPO 法人(特定非営利活動法人)に対して、「NPO 事業サポートローン」「NPO 寄付システム」「NPO パートナーシップ制度」による、預金・融資両面にわたる積極的

な支援を行っております。

このような当庫の取組みをご賢察いただき、当制度を広報誌等でご紹介いただくことと併せて、貴自治体の関連する社会福祉施設の運営資金の当庫でのお取扱いについて、情報提供等、ご協力をお願いいたします。

3. その他の要請事項

- (1) 貴自治体の外郭団体等に事業団体共同の広報宣伝物を設置させていただいて おりますが、今後もこの継続と設置箇所の拡大をご要請いたします。
- (2) 貴自治体広報紙(誌)へ提携融資制度等の案内を積極的に掲載していただくようご要請いたします。
- (3) 貴自治体主催の勤労者イベント行事等の企画があれば、後援等の呼びかけをしていただくようご要請いたします。

全労済京都府本部

平素は、全労済の事業・運動に対しまして、格段のご支援ならびにご協力を賜り、厚く御 礼申し上げます。

全労済は、今日の社会・経済情勢化において21世紀における指針として策定いたしました「全労済21世紀ビジョン」並びに2004年度から2007年度までの京都府本部の活動指針をまとめた「全労済京都府本部中期ビジョン〔基本計画〕」にもとづき、「公助・共助・自助」のバランスを保ちつつ、勤労者・生活者の生活向上に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

貴職におかれましては、全労済事業が勤労者・生活者に果たす役割をご賢察・ご理解いただき、全労済事業をご活用いただけるようご支援をお願いするとともに、以下の内容について、ご理解ならびにご協力を賜りますよう要請いたします。

1. 「在宅介護サービスセンター」発展の協力要請

高齢社会を迎える中、全労済組合員や地域のニーズに応えるため、高齢者の自立支援や 家族介護支援、また介護相談など地域の生活支援を目的とした「全労済在宅介護サービス センターきょうと」を 2005 年 6 月京都市伏見区に設立し、居宅介護支援事業について介護 保険事業者としての認可を得、事業展開を図っております。

本センターでは、居宅介護支援事業を中心とした、組合員・地域住民の介護相談やケアプランの作成、また介護に関する各種情報の発信等サービス内容の充実を進め「住みよい地域社会づくり」への貢献をめざしています。また総合的な在宅介護サービスの展開をはかるため、早期にホームヘルパーによる訪問介護事業についても介護保険事業者指定の取得をめざしてまいります。

貴職におかれましては、本センターの発展に向けて以下の内容につきまして格段のご指導とご協力賜りますよう要請いたします。

- (1) 介護保険事業者の指定取得へ向けたご指導
- (2) 地域住民への介護教室等を開催するとき、府民への広報ならびに人的・技術的支援の ご協力

2. 各種セミナーの開催

『生活保障設計運動』をテーマに、全労済が実施する各種セミナーについて、勤労府 民・市民を対象に開催していただきますようお願いいたします。

- (1) 生活保障設計 生命保障編(遺族保障、医療保障)
- (2) 生活保障設計 損害保障編(住宅保障、自動車補償)

3. 文化活動の後援

全労済が組合員を対象に実施する文化活動等について、引き続きご後援をいただきますようお願いいたします。

京都労働者住宅生活協同組合

1966年(昭和41年)、それまでの労住協京都支部から京都労働者住宅生活協同組合として生まれ変わりました。その後今日に至るまで、京都府下を中心に4300戸余りの住宅を多くの勤労者に分譲してまいりました。しかし、バブル崩壊後、土地の価格は下降を続け計画に沿った分譲が進まずその結果、多額の累積赤字を抱え、また桂坂東部団地開発に関わり借り入れた事業資金も返済ができないという事態となり、当住宅生協の経営は極めて困難な状況を迎えてしまいました。

一方、長年の間、委託・受託関係にある日本勤労者住宅協会も今年度は整理合理化計画 の最終年度にあたります。

幸い、この間2003年8月に桂坂東部団地、2005年2月には宇治やまぶきの丘団地の分譲が終了し、保有していた事業用地は一部法地を除きすべて売却することができました。

京都労働界の総意の下、設立され、多くの方々にご支援、ご協力をいただいてまいりましたが、上記のような状況を鑑みたとき再建は難しいといわざるをえずこれ以上組合員や関係団体にご迷惑をお掛けしないためにも、誕生して半世紀近くの歴史にピリオドを打ち整理することが残された道と判断し、去る5月に開催した第40回総代会において生協の整理の方向を提案し承認を得たところです。

今年度は、日本勤労者住宅協会や他の住宅生協の動向を注意深く見極めながら、労働組合、福祉事業団体などへの影響を極力回避するよう努力し、解散を念頭に課題の整理に全力を傾注してまいります。

このような状況の下、上記方針に沿って円滑に整理を進めるためにも次の事項について 貴職の格段のご高配を賜りますようご要請申し上げます

1. 開発において生じた団地内および周辺の残地の整理がついていないものがあります。 これらの処分、整理については、すでに京都市の関係部局にご相談を申し上げまたは協 議を進めている案件もありますが、引き続き貴職においても格段のご協力とご支援をい ただきますよう要請します。

京都労福協旅行生活協同組合(ユニオントラベル京都)

平素は当生協の事業にご支援ご協力を賜り、感謝申し上げます。

ユニオントラベル京都は1969年創立以来30有余年、組合員をはじめとする働く 人々が余暇を有効に活用し、ゆとりと潤いのある豊かな生活を実現することを目的として、 旅行事業を中心に事業を行ってまいりました。

現在の社会は、旅行をはじめとして様々な形で余暇を有効に活用し、豊かな生活を実現 していく生活スタイルがすっかり定着しています。

また、旅行業を中心とする観光産業は 21 世紀の日本社会の基幹産業として成長することが期待され、政府の産業政策として「グローバル観光戦略」が推進されています。

そのような中で、当生協の旅行事業は、働く人々のニーズに応える企画によって豊かな 生活の実現に役立つ役割が期待され、存在意義は重要性を増してきています。

期待される役割を十分に果たし、その存在意義を高めるため、貴職から一層のご支援ご協力を賜りたく、以下の要請を申し上げます。

1. 貴職が主催する研修や福利厚生事業等の機会に際しましては、当生協を利用下さいますよう要請いたします。

財団法人京都労働者総合会館

当会館はオープン以来31年が経過いたしました。

この間、行政関係者ならびに府市民のみなさまのご指導・ご支援の賜物をもって地域に しっかりと根を下ろし、貸会場の利用に占める府市民の割合は70%を超えるまでになり ました。

2年前のレストラン退去後も種々工夫を懲らすことで経営基盤の安定をはかり、ほぼ順調な推移の中で今年はレストラン跡を貸事務所・貸会議室・貸倉庫に改修し、会館全体の活性化を図るべく再び動き始めました。

京都における働くひとびとが当会館に集結し、当会館を拠点として労働者みんなの福祉 活動が発信されるかたちの中で、私どもの会館の果たす役割の大きさを日々新たに感じて いるところです。

つきましては、一層のご指導ご支援を賜りたく、以下の通り要請申し上げますので、格 段のご配慮をお願い申し上げます。

1. 貴職および貴職関係団体等の主催される会議・研修会等の会場の一つとして、是非当会館をご利用くださるよう要請いたします。